

令和 9 年度 江東区コミュニティ助成事業補助金

江東区コミュニティ助成事業補助金とは

採択は自治総合センターが行います

- 一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しています。申請は東京都を經由して区が行います。助成額は 100 万円～250 万円。
- この補助金は、区が自治総合センターの助成金を活用して、事業を実施した町会・自治会に補助金として交付いたします。
- 補助金の支払いは、事業終了後、全ての手続きが完了した後になります。それまでは全額が町会・自治会のご負担となります。

対象事業について

- 自治総合センターの定めるコミュニティ助成事業実施要綱では、『住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業』とあります。
そのため、申請出来るものとして、下記①・②の例が上げられます。
 - ① 町会・自治会が所有かつ管理するお祭り備品等の修繕及び購入費
 - ② 町会・自治会活動に必要と判断される備品購入費
- 申請書類一式は、区が東京都を經由して自治総合センターに提出いたします。
- 申請団体が複数あった場合は、公開抽選を行い、上位 3 団体を東京都に申請します。

募集要件

- 申請対象者は、江東区と事務委託契約を締結している町会・自治会です。
- 申請用紙は準備ができ次第、区ホームページに掲載します。
- 必要書類を整え令和 8 年 9 月 1 日から 1 1 日予定（区 HP でご確認ください）までに提出（書類が整わない場合は申請不可）。助成事業は、令和 9 年 4 月 1 日以降に実施、令和 10 年 1 月末までに完了してください。
※領収書の日付は、実施期間内でなければなりません。
- 事業は、申請のとおりを実施する必要があります。
※変更する場合は、変更申請書等の提出が必要になります。自治総合センターの判断になるので、変更内容が承認されない場合もあります。
- 実施する事業（備品の購入等）は、町会・自治会が所有かつ管理する必要があります。
町会・自治会の施設以外で保管する場合は、保管場所に関する書類（使用承諾書・賃貸借契約書等）の提出が必要になります。

補助金について

- 助成額は 100 万円から 250 万円
（10 万円単位、10 万円未満切り捨て）
- 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額
以内の額とします。（補助率 10 / 10）

対象とならないもの

- 神輿等のバラシ（解体）処理の経費
 - 宗教団体、施設の名称が入ったお祭り用備品
 - 町会活動用の倉庫単体購入
 - 動力の付いた屋台、山車等
- 上記のほかにも多数条件がありますので、
ご不明な点をご相談ください

その他

- 事業の採択は、自治総合センターが行います。不採択になる場合もありますのでご了承ください。
- 助成事業の決定は、翌年の 3 月下旬頃になります。
- 事業が採択された場合、実施年度から 10 年を経過しないと次の申請はできません。なるべく多くの町会・自治会に活用機会を提供するため、ご理解下さい。
- 事業で整備した備品等のすべてに、指定の宝くじの広報表示を行うことが必要です。
- 自治総合センターの助成金を利用して整備した旨を区報に掲載させていただきます。

手続きの流れ

項 目	時 期	内 容
相談期間	令和8年8月31日（月）まで	対象となる事業や条件、不明点等お問合せください。
申請書類の提出 【締切厳守】	令和8年9月1日（火）～ 11日（金）【予定】	申請書類一式を区に提出してください。 東京都を経由して自治総合センターに提出します。
申請団体の抽選	令和8年10月上旬【予定】	申請団体が複数ある場合は、区が公開抽選を行い、上位3団体に優先順位を付けて東京都に申請します。
助成事業の決定	令和9年3月下旬【予定】	自治総合センターから助成事業決定の通知を受けて、申請団体に申請結果通知書を送付します。
補助金交付申請	令和9年4月1日	採択された団体は、区に補助金交付申請を行います。
助成事業の実施	令和9年4月1日から 令和10年1月末まで 【予定】	助成事業は期間内に実施し、完了しなければなりません。助成事業に係る費用は、補助金が支払われるまでの間、実施団体の全額負担になります。
実績報告書の提出	事業完了後直ちに	助成事業は令和10年1月末までに完了しなければなりません。事業終了後、直ちに実績報告書類一式を区に提出してください東京都を経由して自治総合センターに提出します。
こうとう区報に掲載	事業完了後	助成事業の実施について、区報に掲載し、周知します。
補助金の請求	令和10年 交付額確定通知後	自治総合センターからの交付額確定の通知を受けて、区から確定通知を送付します。補助金請求書を提出してください。
補助金の支払い	補助金請求後	口座振替依頼書に記載の口座に補助金を振り込みます。 （最短でも2週間程度かかります。）

必要書類一覧 | 申請の内容により、他にも必要になる場合があります

書類名	備 考
申請書	申請書と記入例は準備ができ次第、区ホームページに掲載します。 記入例を参考にして作成してください。
町会・自治会の規約	
令和8年度の事業計画及び予算書	総会資料（事業計画、事業報告、予算書、決算書が添付されているもの）
金額積算根拠（見積書）	2社以上の業者からお取りください。（要相見積） 宛名（申請団体名）と発行日が記載されている必要があります。（コピー可）
事業内容に関する資料	事業の詳細が分かるカラー写真、カタログ等のカラーコピー。
事業内容の説明補足資料	神輿や備品等の保管場所は土地登記簿謄本（コピー可）で確認いたします。 保管場所を借りている場合は、使用承諾書、賃貸借契約書等（コピー可）が必要です。

助成金にかかる Q&A

質 問	回 答
申請すれば必ず補助金がもらえますか？	申し訳ありません。申請いただいても、自治総合センターの決定により、採択されない場合がございます。
補助金の対象になる備品は具体的に何ですか？	過去の実績によると、会館で使用するテーブル・イス、助成金で購入した物を入れるための倉庫・物置（単体の購入は不可）等です。消耗品や防災目的の備品、自転車、防犯カメラなどは対象外です。
揃える書類が多すぎる・揃わない	自治総合センターは添付書類により採択の判断を行いますので、必ず必要書類を整えてから申請してください。